

首都直下地震からの 復興について

—首都の復興とは国の復興である—

2013年3月13日

中林一樹

なかばやし いつき

明治大学 特任教授 中林一樹

1. 首都復興の前提

日本の地震環境

30年以内に震度6弱以上の
地震にみまわれる確率 2010

0% 0.1% 3% 6% 26% 100%

全国どこで起きても不思議
ではない
M7クラスの直下地震

東日本大震災
広域巨大複合災害 M9.0

首都直下地震
スーパー都市災害
M7.3?

東海・東南海・南海地震
広域巨大複合災害 M9.0?

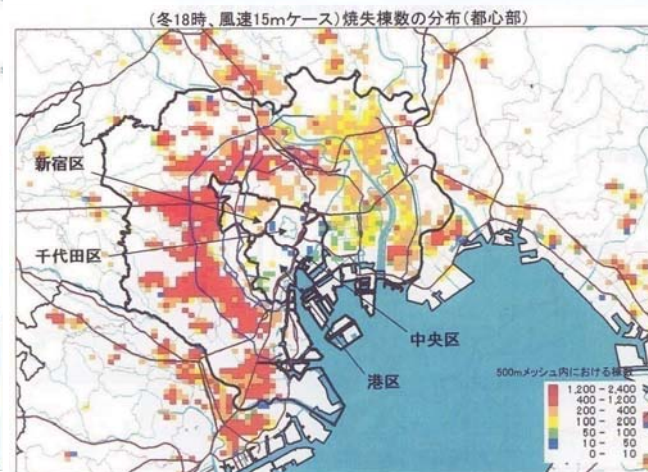
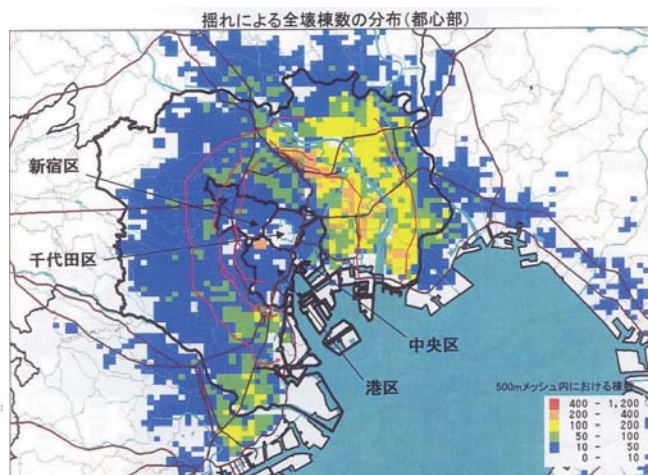
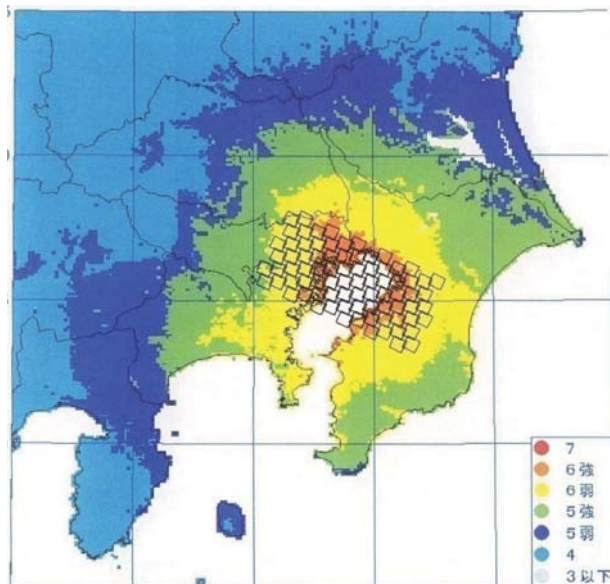
東京湾北部地震

(M7.3) 深さ約30km

建物全壊: 195,000棟

建物全焼: 650,000棟

直接死者: 11,000人



首都直下地震の震災像 (冬・平日・夕刻・風速15m)

☆建物全壊全焼 850,000棟

- ・建物倒壊 150,000棟
- ・液状化倒壊 33,000棟
- ・急傾斜地 12,000棟
- ・火災焼失 650,000棟

☆死亡者(都心西部地震)13,000人

- ・建物等圧死 4,500人
- ・火災焼死 8,000人
- (要援護者死亡 4,100人)

☆建物損傷にともなう障害

- ・脱出困難者 43,000人
- ・ブロック塀転倒 11万件
- ・自販機転倒 63千機
- ・落下物家屋 21千棟
- ・ガレキ 8,300~9,600万t

☆帰宅困難者 650万人

(うち東京で 390万人)

☆自宅を失う世帯 160万世帯

☆避難所避難者 270万人

☆負傷者 24万人

☆応急仮設住宅 48万戸

☆ライフラインの被害

☆上水道機能支障(最大 1,100万件)

- ・1日目 25.7% 4日目 6.8%
- ・(東京都; 33.3% ~ 6.7%)
- ・概ね1ヶ月で復旧

☆下水道機能支障(最大 45万件)

- ・1日目 1.0% 4日目 0.7%
- ・(東京都; 1.1% ~ 0.8%)
- ・概ね1ヶ月以内に復旧

☆電力供給停止(最大 160万件)

- ・1日目 6.1% 4日目 2.6%
- ・(東京都; 12.9% ~ 5.6%)
- ・概ね1週間で復旧

☆通信不通回線(最大 110万件)

- ・1日目 4.8% 4日目 4.0%
- ・(東京都; 9.3% ~ 7.8%)
- ・概ね2週間で復旧

☆ガス供給停止(最大 120万件)

- ・1日目 12.3% 4日目 11.9%
- ・(東京都; 19.0% ~ 18.3%)
- ・概ね2ヶ月~3ヶ月で復旧

都県別に見た「東京湾北部地震」の被害想定(内閣府)

		全壊・全焼建物(棟)				死 者 数(人)			
		揺れ 液状化	急傾斜 地崩壊	火災	合計	倒壊 落下物	急傾斜 地崩壊	火災	合計
茨 城		1,400	10	—	1,400	—	—	—	—
栃 木		—	—	—	—	—	—	—	—
群 馬		40	—	—	40	—	—	—	—
埼 玉		16,200	100	69,000	85,000	220	—	500	700
千 葉		24,900	800	86,000	110,000	460	50	700	1,200
東 京		117,800	4,200	410,000	530,000	2,700	400	4,700	7,800
神奈川		23,800	6,900	86,000	120,000	400	400	300	1,200
山 梨		50	—	—	50	—	—	—	—
静 岡		—	—	—	10	—	—	—	—
合 計	被害	183,000	12,000	650,000	850,000	3,900	900	6,200	11,000
	比率	22%	1%	77%	100%	35%	8%	57%	100%

阪神淡路大震災の建物被害を<1H>とすると、
東京5H、神奈川1H、千葉1H、埼玉0.8Hである。

東京湾北部地震時の震度6弱以上地域における 全世帯数と全半壊世帯(想定220万世帯)

1. 住宅形態別推計

	比率	全世帯	全半壊
一戸建て	37.7	4,039千	829千
長屋建て	0.1	190千	4千
共同住宅	60.3	6,458千	1,327千
合 計	100%	10,709千	2,200千

2. 住宅所有関係別推計

	比率	全世帯	全半壊
持家	53.1	5,691千	1,168千
公的借家	7.3	783千	161千
民営借家	34.3	3,674千	755千
給与住宅	3.8	408千	84千
間借り	1.4	154千	31千
合 計	100%	10,709千	2,200千

<課題>

- * 住宅再建における共同住宅(区分所有)の再建問題
- * 民間借家居住者の復興住宅確保問題
復興公営住宅の最少化・借り上げ化
- * 密集市街地の戸建住宅の敷地問題

(牧紀男(20102.26)「住まいの再建」をもとに作成)

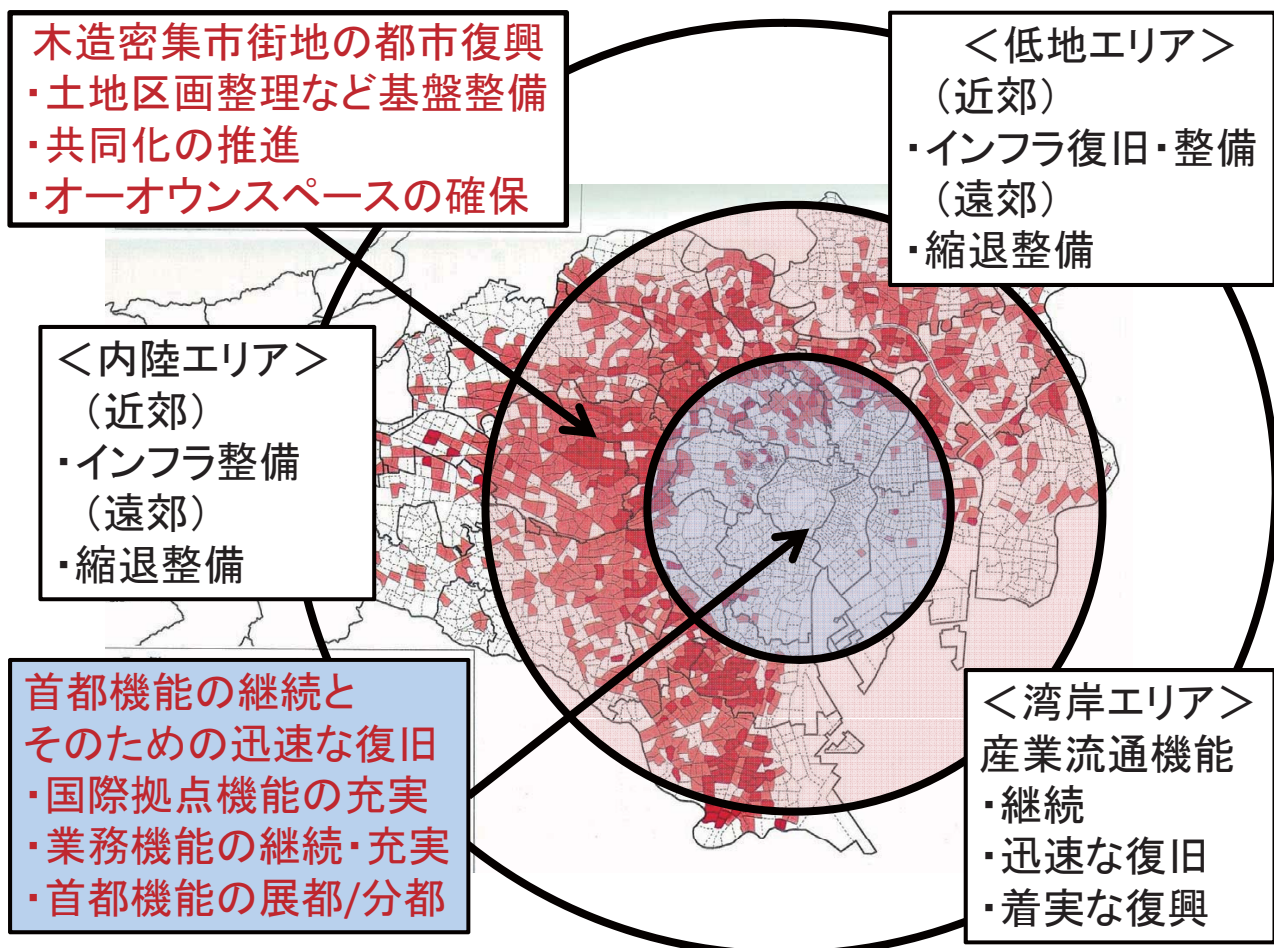
首都直下地震の被害特性と復興課題

①直接被害の大規模性……大都市震災

- ・ 木造密集市街地における、住宅など全壊・半壊・焼失による膨大な「建物被害」
- ・ ライフラインなどの「機能被害」と「住宅の喪失」による大量の「生活困難」
- ・ 住まい/生活の「迅速な復旧」と「着実な復興」を

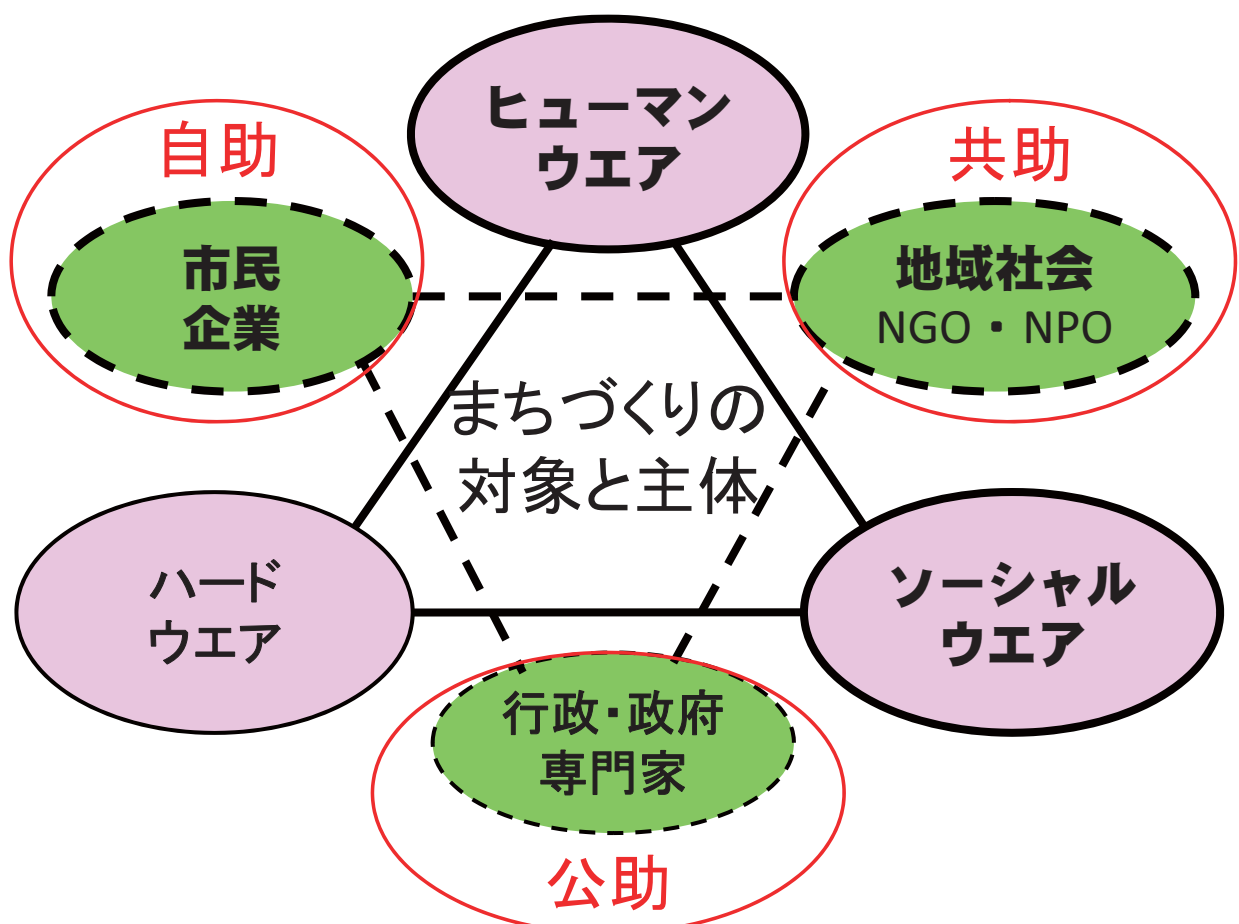
②間接被害の巨大化……首都震災

- ・ 被害想定ではシナリオとして想定を試みている
- ・ 「首都機能」の支障を与える国内外への影響
- ・ 「経済中枢機能」と「生産機能」への影響 : 継続を
- ・ 「政治中枢機能」と「行政機能」への影響 : 継続を
- ・ 雇用と社会サービスの「迅速な復旧」と「着実な復興」を



2. これからの「復興」の基本方向とは

- 帝都復興時代は、器（都市空間）を近代化して、それに相応しく社会を近代化させる復興戦略であったが、
- 今日、人口減少・高齢化時代で、「成功する復興」とは、被災した「人々の生活に笑顔」が戻り、「地域社会が活性化」し、そのような社会・生活に最も相応しい「住まい」や「街並み」が再生されていくことである。



被災者にとっての震災復興の基本理念

●被災者にとっても、行政にとっても「復興」とは

＜復興過程：進め方の5つの基本理念＞

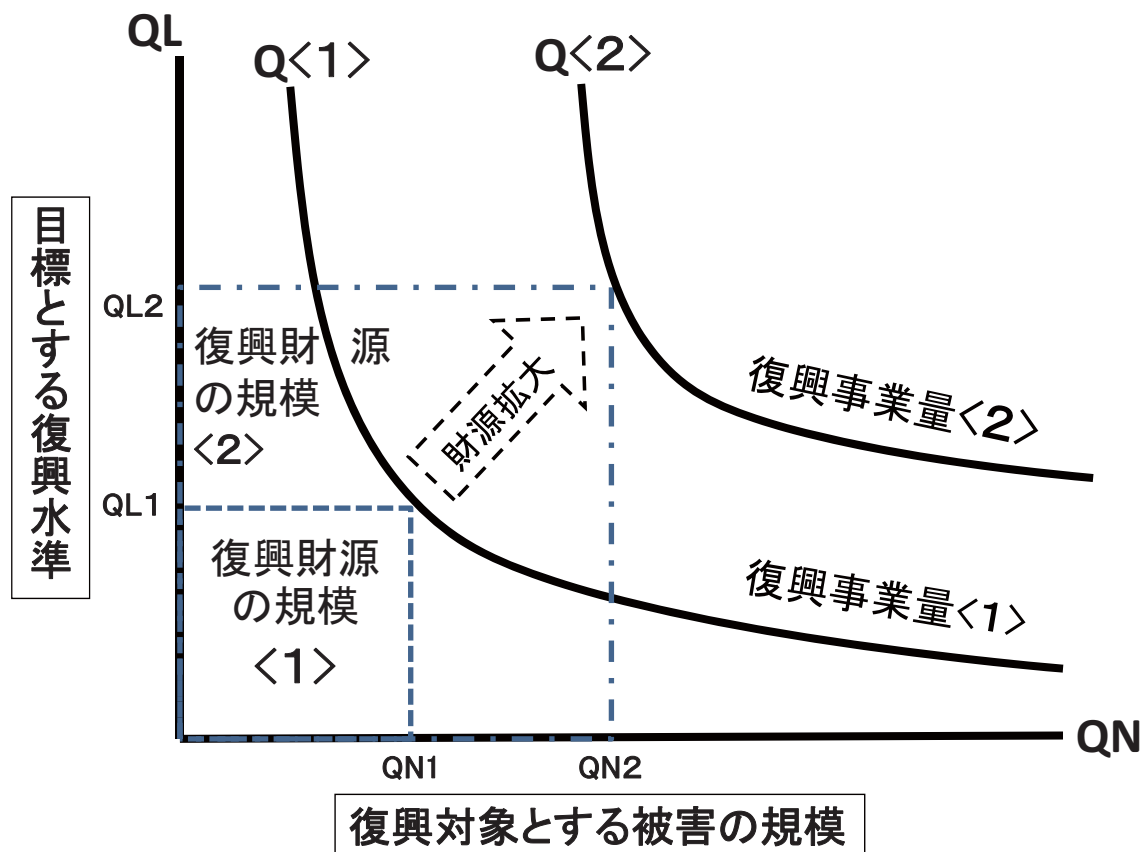
- ① 「**連続復興**」 被災直後からの連続性が必要
- ② 「**複線復興**」 多様な被災者のニーズに合致
- ③ 「**地域こだわり復興**」 コミュニティ・地域での共助により再生を推進
- ④ 「**総合復興**」 生活＊暮らし＊住まい＊街
- ⑤ 「**連携復興**」 被災者、住民、行政、市民、専門家、企業、．．．．．

行政はどのように復興計画し実践するのか

- ① **復興方針**：復興の基本は、被災者が「希望」を持って復興に向かっていけること
- ② **復興ビジョン**：取り組みの「目標」を示す
- ③ **復興ガイドライン**
：被災状況・地域特性に合わせた計画基準
- ④ **計画プロセス**：被災者参加の計画づくりが不可欠（復興計画WS・説明会・委員会・審議会…）
- ⑤ **復興基本計画**：被災地に非被災地も取り込んだ「総合性・長期性」のまちづくりが不可欠
- ⑥ **復興基金**：多様で柔軟な「取り組み」の展開
- ⑦ **事業プロセス**：「復興基金・交付金」を活動した、連携と中間支援による復興事業の実践プロセス
- ⑧ **復興モニタリング**：復興事業の進行管理・柔軟な修正システム

復興対策の要: 3つの“Q”のバランス

- **Quantity 規模** : 復興すべき被害規模
★全壊建物の割合が一定規模になると、自治体は復興を考えはじめるが、復興計画は任意である。
- **Quality 質** : 復興すべき質(レベル)
★復興すべき質を誰が負担するのか。
公共施設は「現状復旧」を原則とするが、……
- **Quickness 速度** : 復興に必要な時間
★迅速な復興が間接被害の軽減をもたらす。質と速度の調和点としての10年復興 : 首都では？
＜阪神大震災復興計画: 5+5年 中越地震復興計画: 3+3+4年＞



首都の復興対策

被災地被災者
首都機能基盤施設事業所
経済雇用市街地住宅生活文化教育公共

* 住宅再建は阪神淡路大震災の比率を当てはめた

		阪神淡路大震災	東京湾北部地震
全壊・全焼建物		111,117 棟 187,228世帯	850,000 棟 1,700,000世帯
半壊建物		137,271 棟 259,246世帯	260,000 棟 500,000世帯
建物被害		住宅 4兆0300億円 業務 1兆7700億円	220万世帯 100万事業所
法定都市計画(再開発)		34ha	400ha
法定都市計画(区画整理)		266ha	5000ha
任意都市整備事業		1900ha	7000ha
都市インフラ		交通復興の遅れ	機能継続と迅速な復旧
住宅再建規模	合計(県+市)	197,000戸	1,800,000戸
	復興公営	54,600戸	500,000戸
	借上公営	23,700戸	217,000戸
	公団公社	36,700戸	335,000戸
	再開発系	5,900戸	54,000戸
	民間再建	76,100戸	694,000戸
	2年半の全供給	278,000戸	---
生活再建支援		---	6兆5千億円
福祉・医療・文化支援等		+基金9000億円	+復興基金9兆円

112兆円の「復興市場」とは

★「住まいと街とインフラの復興」 <76兆円>

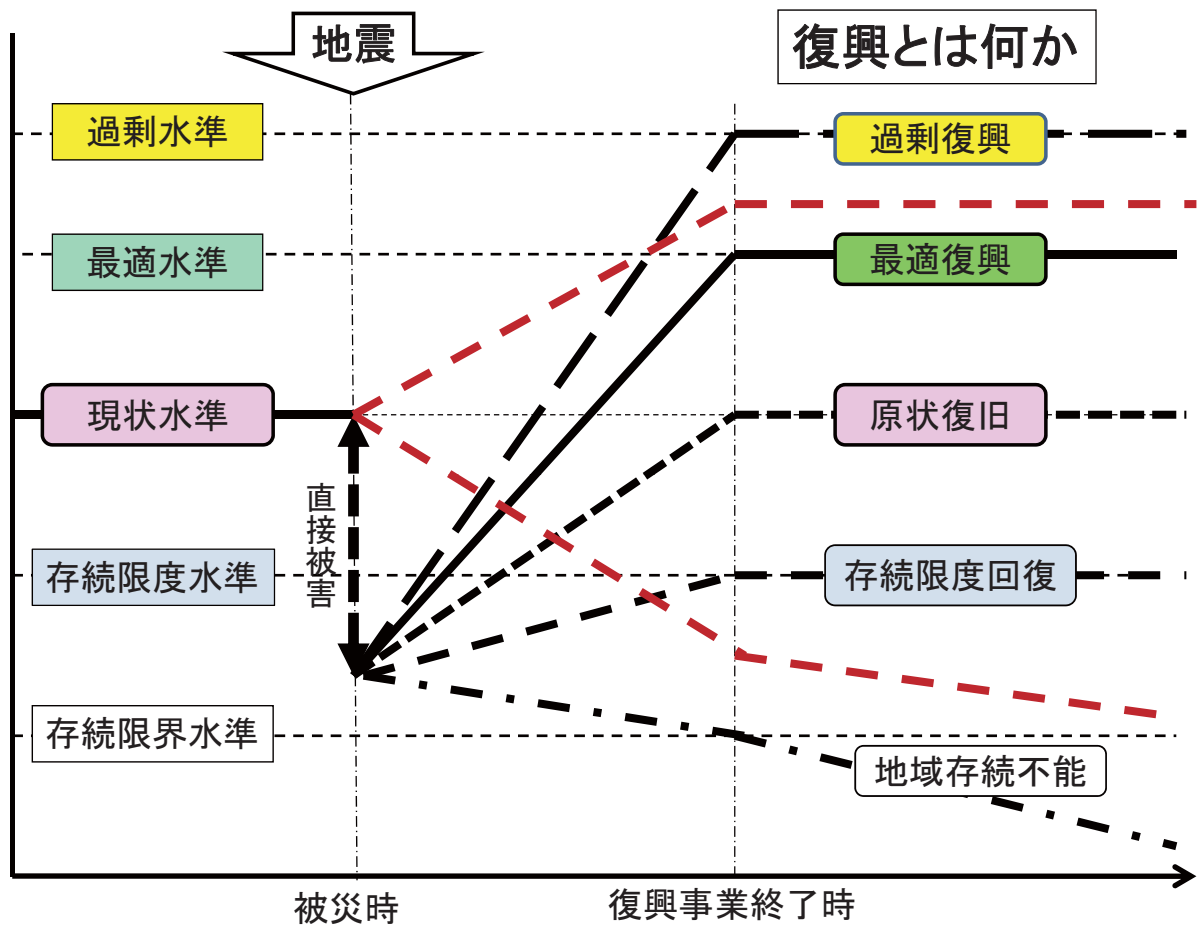
- ・都市再開発事業 350ha × 300億円 = 11兆円
- ・土地区画整理事業 5,000ha × 30億円 = 15兆円
- ・任意事業市街地復興 7,000ha × 6億円 = 4兆円
- ・公共施設..... 8兆円
- ・住宅再建: 190万戸 × 2000万円 = 38兆円

★応急対応の費用 <10兆円>

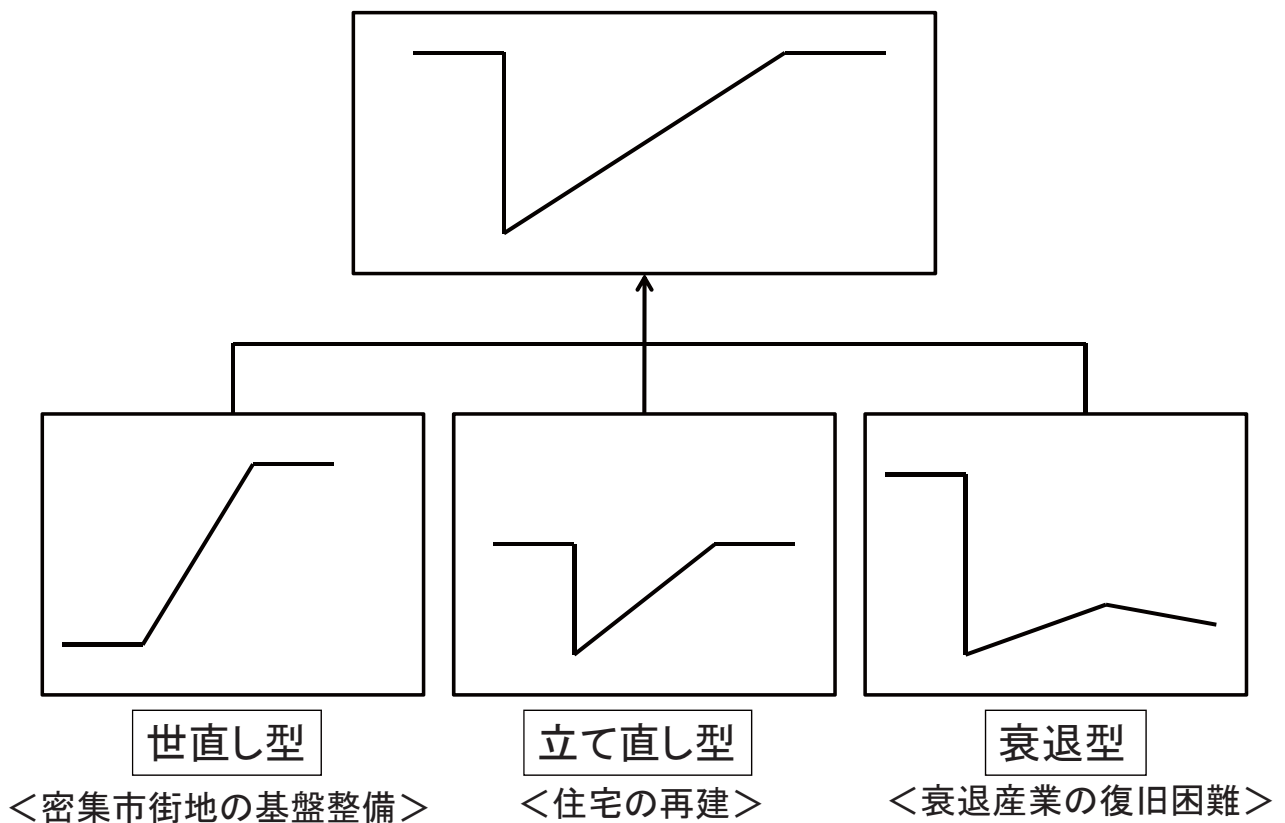
- ・避難所費用 220万世帯 × 60万円 = 1兆3200億円
- ・震災廃棄物処理(非住宅の公費解体も) = 1兆円
- ・応急仮設住宅 170万戸 × 0.3 × 700万円 = 3兆6000億円

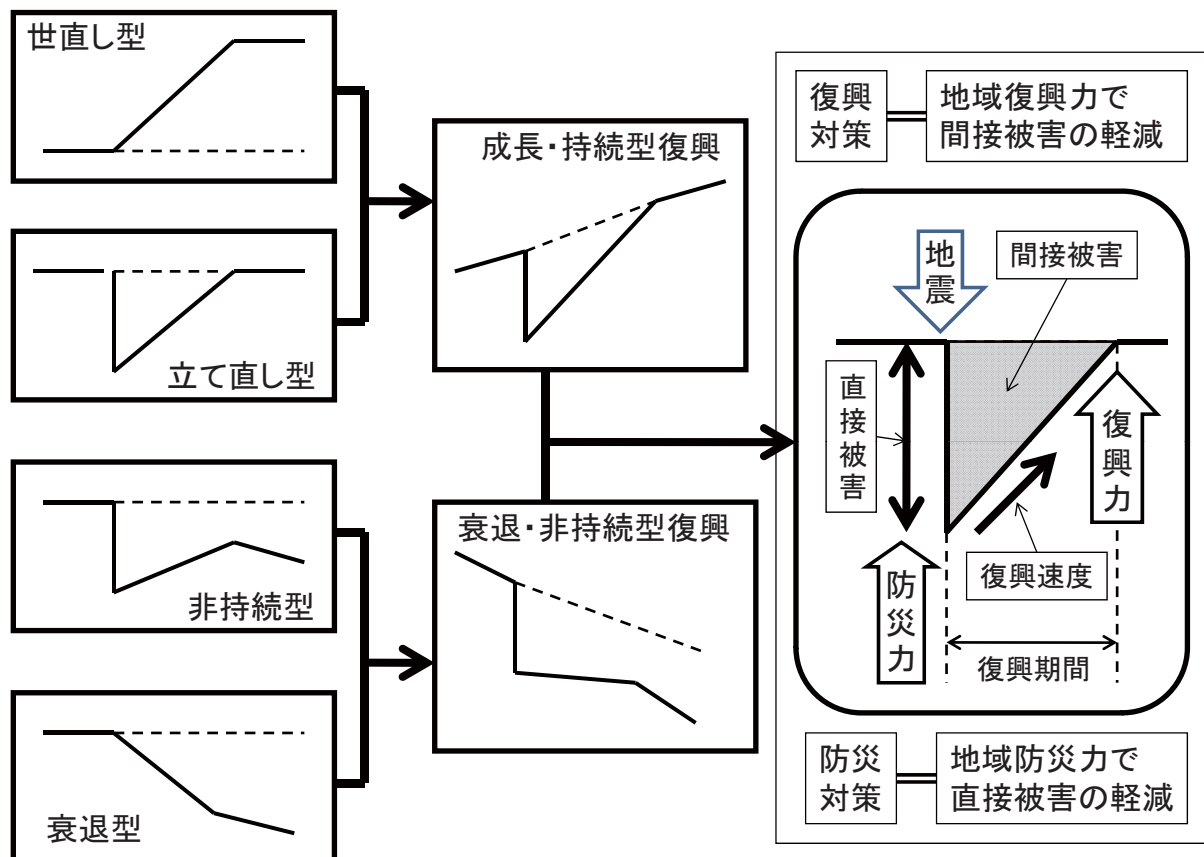
★生活・雇用・福祉・文化など「人間と社会の復興」<26兆円>

- ・生活再建支援..... 7兆円(公的支援)
- ・復興基金..... 9兆円
- ・産業復興支援..... 10兆円



＜総合的な復興のすがた＞





復興の「ジレンマ」と「トリアージ」

- 復興にさまざまなジレンマに直面する。
- Ex. 高齢者優先と市街地復興は両立しないのか。
- 首都直下の地震は、30年くらいで直下地震が繰り返され、22世紀にM8クラスの巨大地震が発生。
- 次の復興には、その次の地震への「災害予防」と「対応準備」の視点も不可欠なのだが！
- 復興トリアージ：限られた財源を、どの復興に振り向けるのか？
- 政策的に、復興の対象／目標水準の「ジレンマ」と「トリアージ」の決定が求められる

3. 事前復興の取り組み

＊復興も事前に準備し取り組む
＊もっと重要なのは、日頃からの「まちづくり」の取り組みである

- ・なぜなら、復興まちづくりと防災まちづくりは同じ構造である。
- ・日頃から、どのような「まちづくり」を目指していたのか、
- ・どのように「まちづくり」を進めていたのか、
- ・災害とは、「日常」が問われる。

東京の事前復興対策

－四段階の事前復興計画の取り組み－

(1) どのような復興を目指すのか

復興デザイン・ビジョン論：復興目標像づくり

- ・「震災復興グランドデザイン(復興計画論)」

(2) どのように復興計画を策定するのか

計画・事業ガイドライン論：復興計画・政策づくり

- ・「震災復興マニュアル(復興施策編)」

(3) どのように復興を進めるか

復興プロセス・運営論：復興プロセス管理

- ・「震災復興マニュアル(復興プロセス編)」

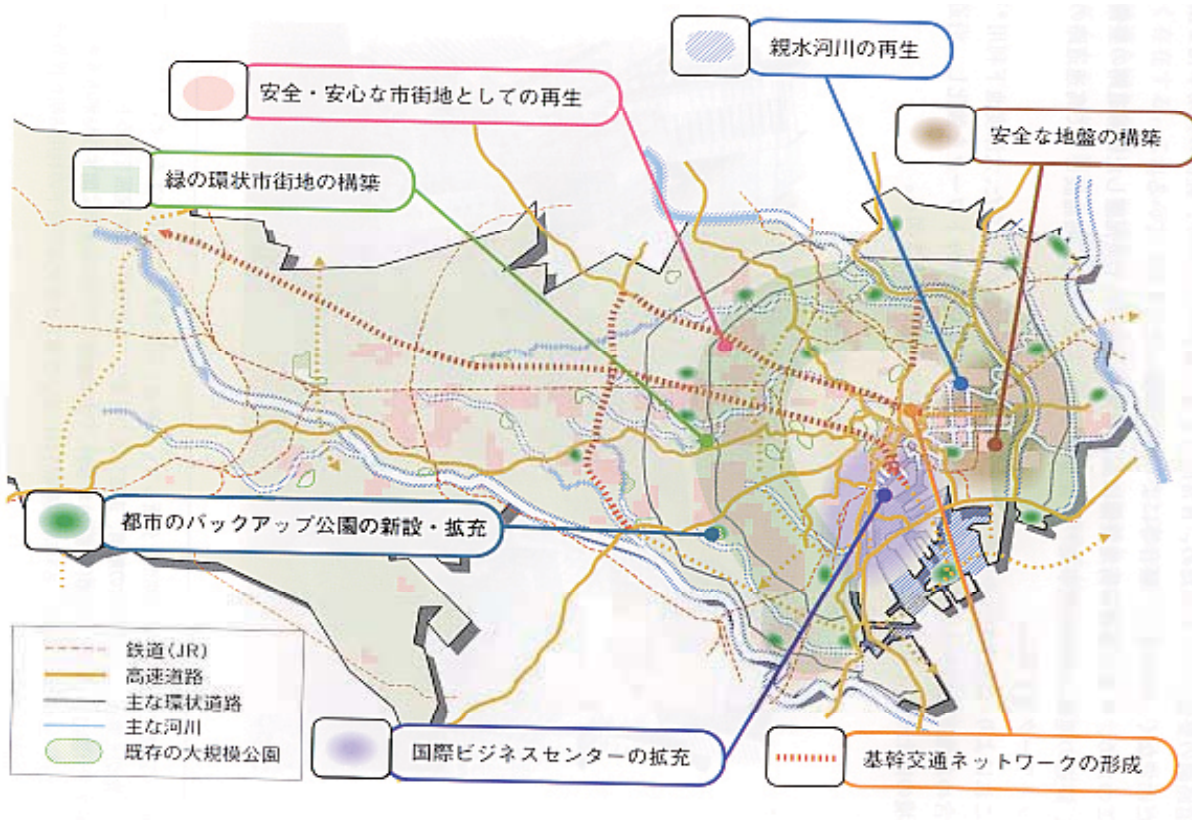
(4) どのように事前に実践し継続するか

事前復興・実践論：復興からの防災まちづくり

- ・「震災復興まちづくり訓練・事前実施論」

災害復興まちづくり訓練と復興まちづくりの事前実施

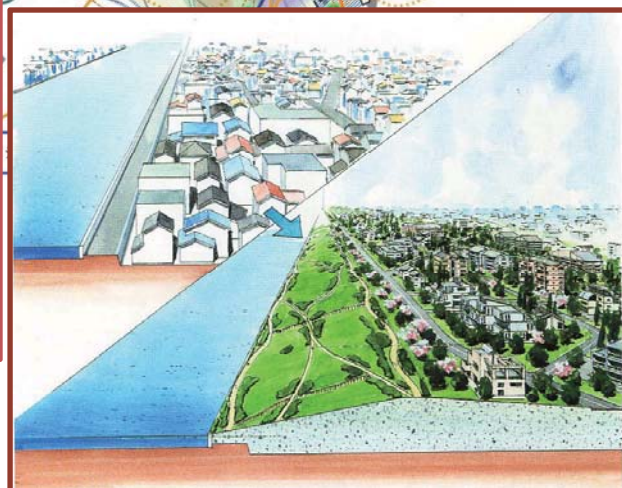
震災復興グランドデザイン(復興戦略プロジェクト)



木造密集市街地の復興：「緑の回廊」プロジェクト



安全な地盤の構築



テーマ

1 震災復興まちづくりの基本的考え方

震災復興マニュアルでは、震災復興にあたっての実施責任担当課、行動のプロセスや具体的な手順、事前準備や検討課題などを記載しています。被災した場合には、同マニュアルに基づき、被災者の早期の生活再建と区民主体の都市復興を進めるため、時局的街市地を建設・運営しながら、被災前の居住者とともに、より安全な住まいをめぐる両極を目指した復興まちづくりに取り組みます。

被害の大きな地域においては、復興基本方針に基づき、区民との協働で、復興後のまちの姿や事業手法を検討しながら、復興計画を策定し、復興まちづくりを進めます。

凡 例

- 都市計画道路幹線幹線道路
(準縦式丁・事業中路線)
- 都市計画道路 (未整備)
- 牧野まきつくいで検討する機軸道路
(河川敷内沿道(河川敷内)の調査を待機)
(河川敷側向道に制限、主要部は点アツキと土地区画)
- 緑道
- 駅前広場の整備・完成

事業中・検討工事の中は、まだ工事は実施していないものの、既に、事業の実施)について整った区域の一部が、東京府知事の認可などを動向している場合

0 500 1000 1500 2000 3000

葛飾区の都市計画マスタープランに描いた 「震災復興まちづくりの方針」



図3-14 震災復興まちづくりの方針図（事業手法のイメージ）



震災復興マニュアル 「施策編」の構成

序章

- 1 節 マニュアルのしくみと対象
- 2 節 マニュアルの管理と見直し
- 3 節 復興施策検討の基本的視点
 - 「自立・共助と公助」
 - 「政策の優先順位」
 - 「都民との協働・連携」
 - 「公平性」
 - 「東京の特殊性」
 - 「事前準備と包括的パッケージの提示」
- 4 節 地域協働復興の推進

第2章 復興体制の構築

- 1 節 東京都震災復興本部の設置
- 2 節 被害状況および復旧・復興状況の把握
- 3 節 震災復興計画の策定
- 4 節 財政方針の策定等
 - ・・・復興基金
- 5 節 人的資源の確保
 - ・・・配置・派遣・支援
- 6 節 用地の確保
 - ・・・空地の事前調整
- 7 節 がれき等の処理
- 8 節 広報・相談体制
- 9 節 学校教育・・・避難所やグランド利用の関連
- 10 節 文化・社会生活
- 11 節 外国人への支援
- 12 節 ボランティア等の市民活動
- 13 節 消費生活
 - ・・・物資・物価の安定

震災復興マニュアル 「施策編」の構成

第3章 都市の復興

- 1 節 目的等
- 2 節 都市復興のプロセス
- 3 節 行動プログラム
 - ・家屋被害概況調査
 - ・家屋被害状況調査
 - ・都市復興基本方針
 - ・第一次建築制限
 - ・時限的市街地
 - ・復興対象地区
 - ・都市復興基本計画(骨子案)
 - ・第二次建築制限
 - ・復興まちづくり計画等
 - ・都市復興基本計画
 - ・復興事業
 - ・今後の取り組むべき事項

第4章 住宅の復興

- 1 節 住宅復興計画の策定
- 2 節 応急的な住宅の整備
- 3 節 自力再建への支援
- 4 節 公的住宅の供給
- 5 節 安全・快適・福祉のまちづくり推進

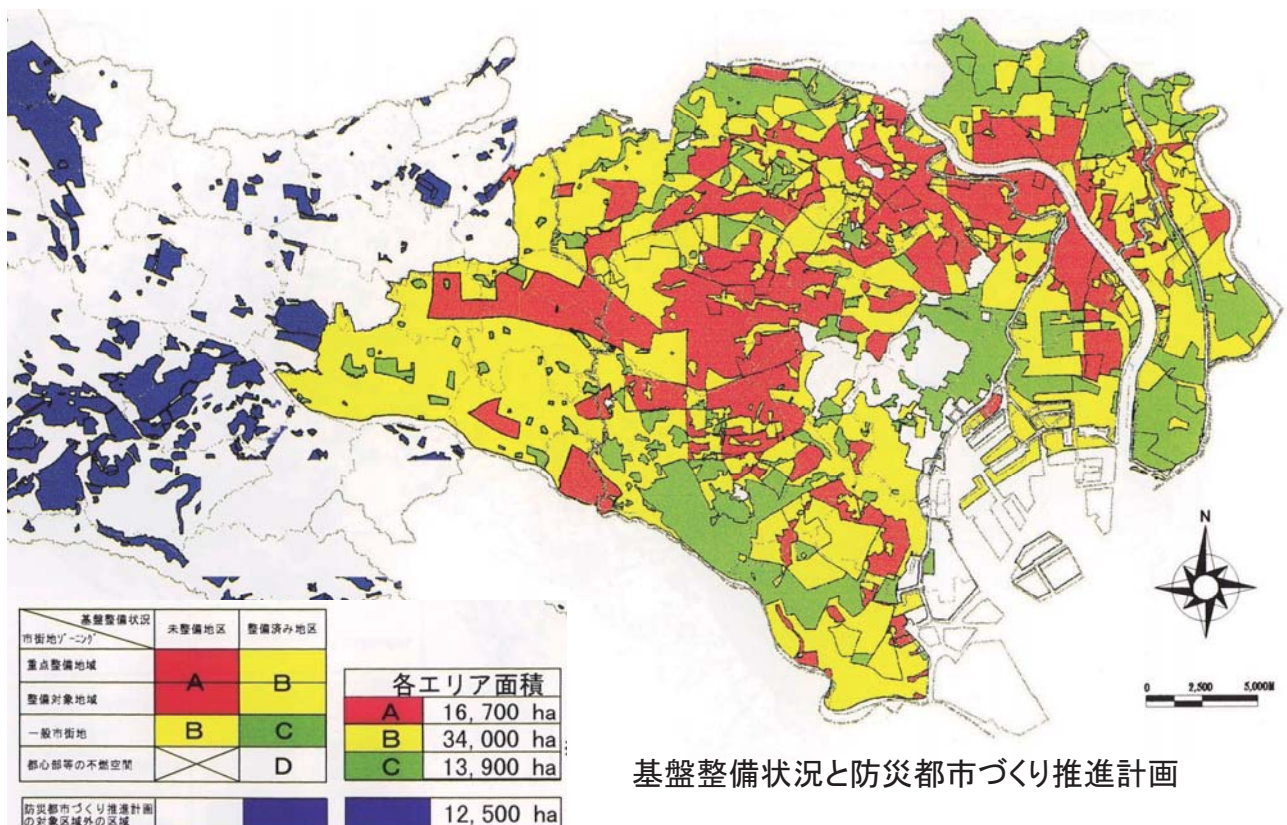
第5章 くらしの復興

- 1 節 医療
- 2 節 福祉（地域福祉と生活支援）
- 3 節 保健（保健と生活環境整備）

第6章 産業の復興

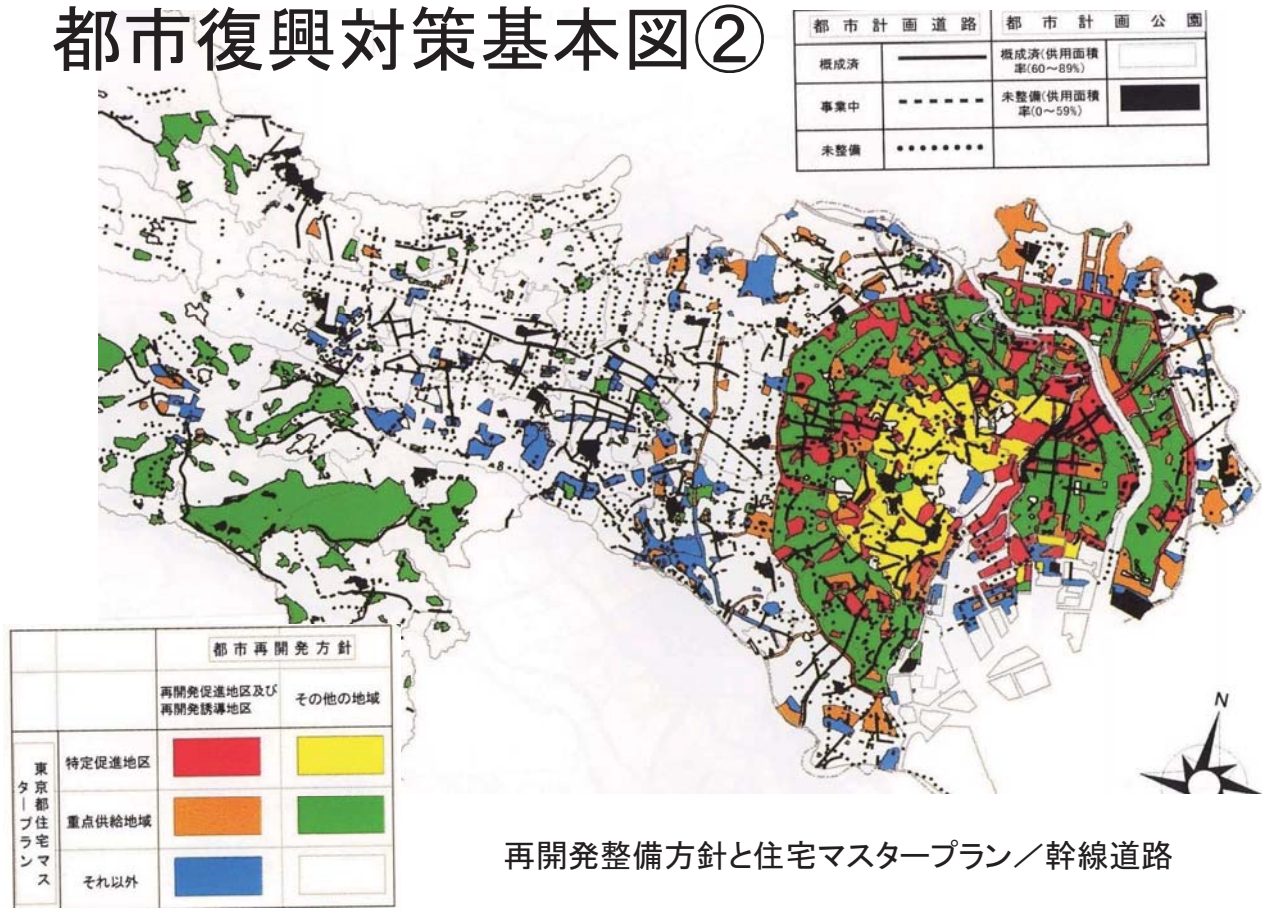
- 1 節 産業復興方針の策定
- 2 節 中小企業施策・事業仮設・物流確保
- 3 節 観光施策・・・都市イメージの回復
- 4 節 農林水産業施策
- 5 節 雇用・就業施策・・・離職者支援・再就職斡旋・雇用の確保・・・
- 6 節 相談・指導体制の整備

都市復興対策基本図①



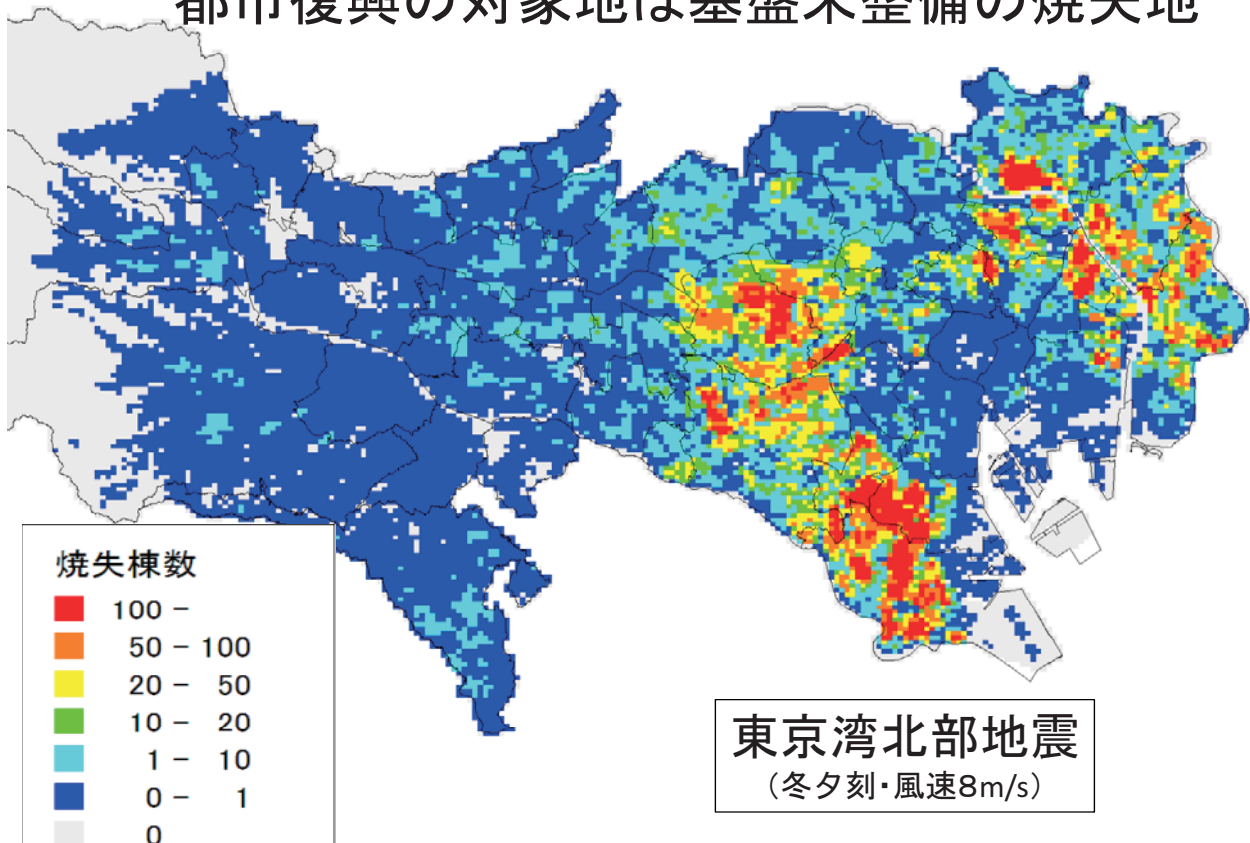
基盤整備状況と防災都市づくり推進計画

都市復興対策基本図②



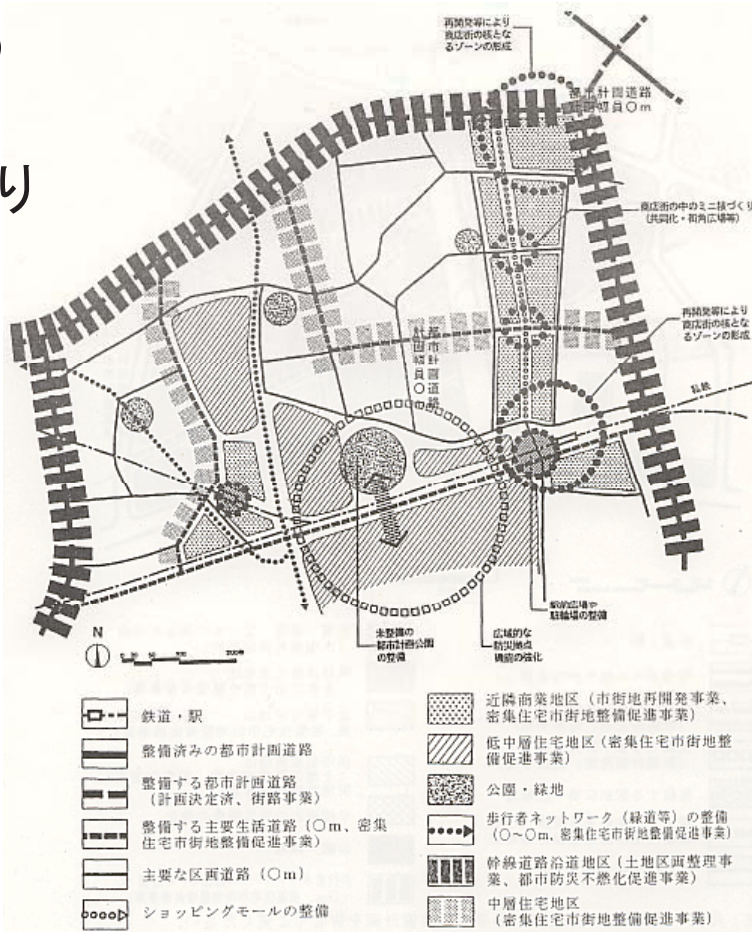
対策基本図③ 被害図

都市復興の対象地は基盤未整備の焼失地



復興地域区分の 考え方と 地区復興まちづくり モデルプラン

		復興対策基本図 ③			
		大被害	中被害	小被害	無被害
復興対策基本図 ①	基盤未整備	重点復興地区			一般地区
	基盤整備済み		復興促進地区	復興誘導地区	



震災復興マニュアル (復興プロセス編)

<原則> 自助・共助・公助
協働と連携

<基本視点>

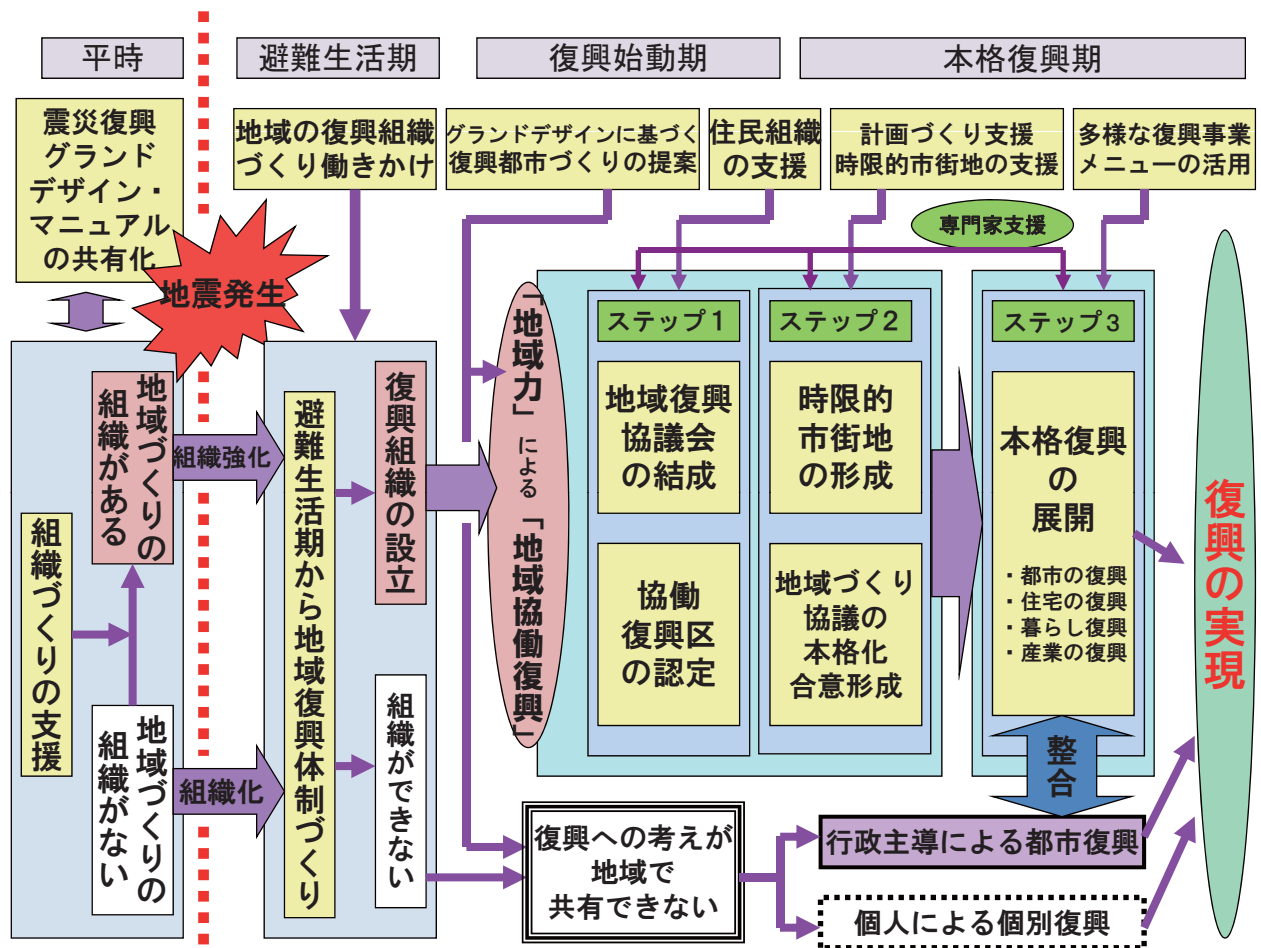
- ①住民主体(自助・共助)と支援(公助)
- ②多様なプロセスへの対応(多様な公助)
- ③本格復興までの暫定的な生活の場の確保
- ④平時からの地域づくり活動の推進と支援
- ⑤「震災復興グランドデザイン」に基づく都市復興と総合的な地域づくり

<基本方針>

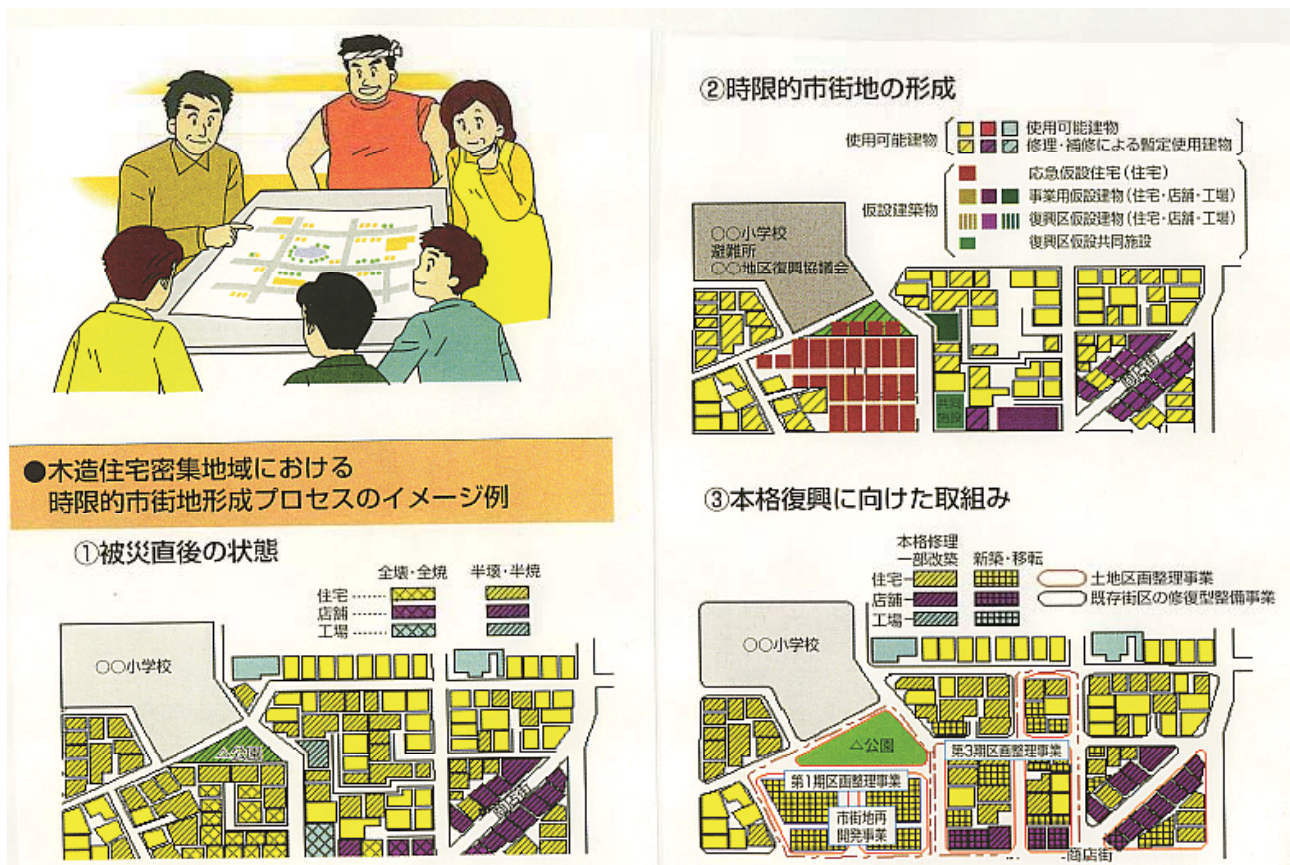
- ①「被災者の思い」に答える生活再建・地域協働復興
- ②迅速な地域力回復・コミュニティ再生・就業再開

<方針>

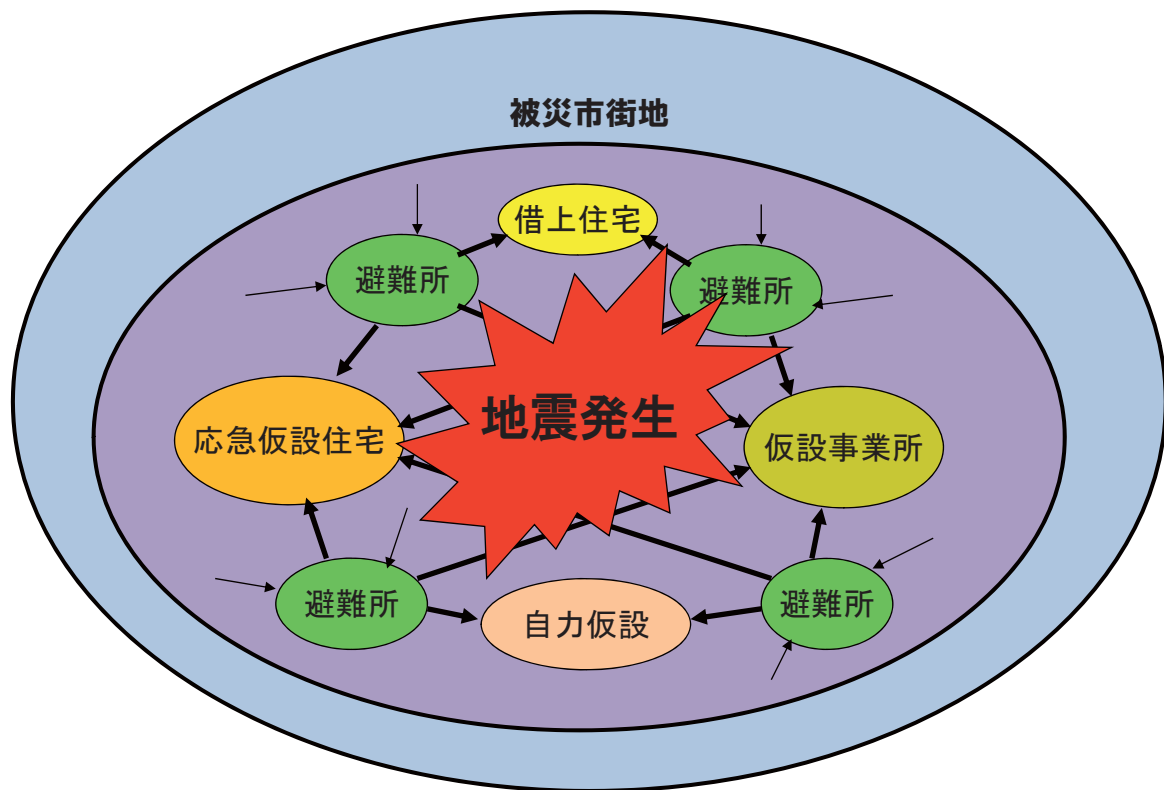
- ①復興についての住民等の地域協議を支援する
- ②専門家やNPOによる復興街づくり活動の支援
- ③被災者がまちで協議のために時限的市街地づくり
- ④避難対策から本格復興までの連続的復興
- ⑤多様な事業主体・手法の居住確保で複線的復興



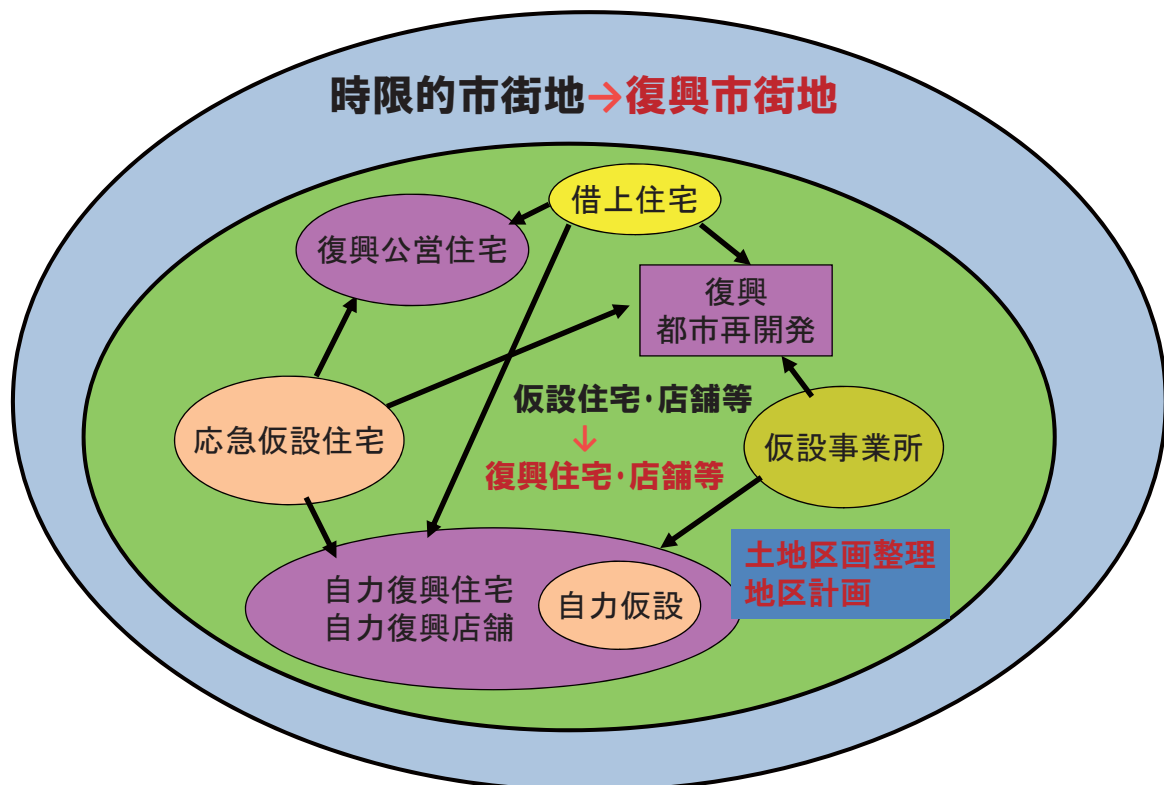
「連続・地域ぐるみ復興」のための「時限的市街地」の考え方



東京の震災復興：ステップ1 被災市街地に時限的市街地を



東京の震災復興： ステップ2「時限的市街地からの都市復興」とは



東京都の事前復興の取り組み

①東京都主導の「都市復興模擬訓練」

- * 行政職員による都マニュアル「復興施策」の実践的訓練
- * 都市整備局主導で1998年度から毎年開催(第15回)
- * 「地域協働復興」による都市復興の進め方の疑似体験。

②区市の「復興マニュアル・復興条例」づくり

- * 復興の最前線となる区市の事前復興の取り組み
- * 19区1市で様々な取り組みが進展中

③「復興まちづくり模擬訓練」

- * 復興まちづくりプロセスの地域社会との共有化
- * 16区市36地区で40回の「復興まちづくり訓練」を実践し、区市のマニュアルづくりや新しい防災まちづくりの展開に。

①「都市復興図上訓練」とは

★都が区市職員を対象に、とくに都市復興を中心に、『震災復興マニュアル（施策編）』について、行政としての復興対策の取り組み訓練を行う。

★おもに都市復興の中心となる都市整備部局と災害対策部局の職員が参加。

＜都市復興図上訓練のプログラム＞

- ①モデル地区での街歩きと、街区単位被害調査訓練
- ②被害想定に基づく84条制限区域設定訓練
- ③地区まちづくり方針及びプランの策定訓練
- ③‘時限的市街地(仮設市街地)づくりの検討
- ③“広域的都市基盤の復興方針の検討
- ④復興計画説明会での説明訓練

②「復興まちづくり模擬訓練」とは

- 「震災復興マニュアル」で考えているように、
「地域力」を基礎に、
「地域協働復興」の
「復興まちづくり」はできるか？



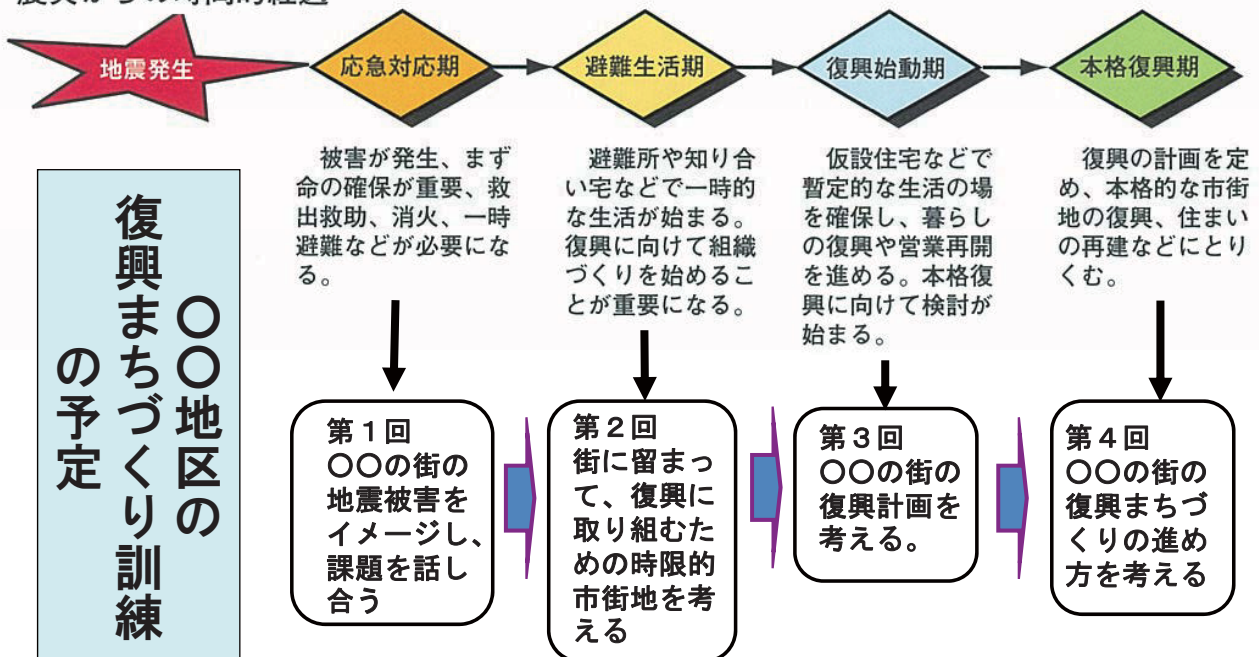
★「復興」についても、対策の事前準備なのであるから、
行政的にも地域的にも「訓練」をしよう。

- 行政の「都市復興図上訓練」と並行して(1998～)
- 訓練は、「地域力」の基となる「復興まちづくり訓練」を
「復興市民組織育成事業」として(2004～06)
- 区市が主体的に、継続(2007～) 40地区超で

〇〇地区・震災復興まちづくり訓練

～思い切って「被災者になってみる」訓練～

震災からの時間的経過





上池袋地区・ 震災復興まち づくり訓練 (2010)

改めて、上池袋
の街を歩き、
新たな発見もありました



模型で時限的市街地づくりも検討

街の公園だと、
何戸建つのかな





被害想定を基に
街の復興課題を、
班ごとにまとめて
共有する

街の復興方針と
復興まちづくり計画
をまとめて、班ごと
に報告して共有



「事前復興」からの 防災の発想とは

“防災まちづくり”の隘路は「現実の呪縛」

『被災は「現実の呪縛」の破壊』

被害想定に基づく「復興想定」によって
被災後に目指す“復興まちづくり”を共有し、
その実現に今から取り組む。
必ず発生する「想定外」に備えて！

首都直下地震に対する「事前復興」

- 首都中枢機能の防災は、都心地域での業務ビルとライフラインの強化につきる。「エリア防災」で目指すべき課題は、帰宅困難問題ではなく、業務と事業が継続できる都市の基盤づくりである。
- 木造密集市街地が物的・人的被害を集中させるが、その防災まちづくりは「密集法」でも地区計画を基調とする“修復型防災まちづくり”から、
- 焼失後の復興では、基盤整備と木造密集の回避を目指す“改造型復興まちづくり”となる。
- 被害想定を基に、「復興想定」することで、復興で目指すべき「復興まちづくり像」を具体化し、「都市計画マスタープラン」に位置づけることを義務化する。
- 復興まちづくりの事前実践としての第一歩として、「地籍調査」を促進する。

制度的検討を要する課題

①「時限的市街地」のしくみ

- 火災焼失後の「民地」の一定期間一括借り上げ
- 都市計画規制の一定期間一時停止
- 地域コミュニティを維持するために「復興都市計画事業要仮設住宅・店舗・作業所」としての運用
- 災害救助法の「応急仮設住宅」、「見なし仮設」は、上記以外に被災者用として

②「震災復興グランドデザイン」の拡充

- 「東京都震災復興グランドデザイン(2001)」の改定
- 区市の「復興グランドデザイン」と、コミュニティ毎の「復興グランドデザイン」の策定の推進

4. 「首都直下地震対策特別措置法」を

- 『事前復興』として、「防災まちづくり・防災都市づくり」の強力な推進
- 被災後の復旧復興に支出する「公費」を、事前に支出して、被害軽減を促進する。
- 「原状復旧」ではなく、「100年後の超巨大地震」と「日本人9000万人の時代」を見通した『未来復興』を。
- 特別措置：日本国の「首都づくり」として、強いリーダーシップと公的支援で、事前復興と未来復興を推進する。

首都直下地震対策特別措置法(私案)

<前 文>

- 首都直下地震は、直接被害が集中的に発生し、その規模は膨大で、機能的被害は被災地のみならず非被災地にも影響し、わが国の根幹を揺るがす可能性を持つ。この被害を軽減し、「迅速な復旧と着実な復興」を実現しなければ、世界に与える影響も計り知れない。
- 今日、首都を襲う地震災害の対策を急がねばならない状況にあり、わが国の首都として国家と都県、市区町村が連携してその被害の軽減と迅速な復旧および着実な復興に取り組むために、特別措置を講ずる。

首都直下地震対策特別措置法(私案)

<第1編>

首都直下地震災害の定義と対策促進地域の設定

- ①一都三県の範囲内に震央があり、政治・経済・行政の中枢機能に影響を及ぼす可能性のある地震。
- ②その地震に対する被害軽減の事前措置、災害対応および復旧・復興の事後措置に、中央政府による調整と自治体の主体的な連携、企業・市民との協働の取り組みが必要となる地震災害をいう。
- ③首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、地震対策の促進する必要がある地域(内閣府が地震被害想定を行った18種類の首都直下地震の最大想定震度において、震度六弱以上の震度が想定された地域)を「首都直下地震防災対策促進区域」として指定する。

首都直下地震対策特別措置法(私案)

<第2編> 首都の防災都市づくり推進のための特別措置

- ①木造密集市街地の市街地整備と都市基盤施設整備の促進
- ②老朽中高層建物密集地域の再生の促進
- ③耐震改修促進システムの構築
 - ・耐震改修に連動した地震保険／住宅再建支援システム
- ④広域的基盤施設(交通／供給)の耐震性確保と整備促進
- ⑤地震時に機能確保が必要な公共施設の耐震性確保と整備促進
 - ・学校・医療機関・行政機関・防災機関・福祉施設・・・
- ⑥業務継続のための基盤整備地区(BCD: Business Continuity District)の設定と耐震性と機能自立化の促進
- ⑦国家・行政機関・上場企業・外国公館など、首都機能の維持に関わる期間における業務継続計画BCPの策定の促進
- ⑧防災拠点施設の整備促進

首都直下地震対策特別措置法(私案)

＜第3編＞

首都直下地震発生時の災害対応システムの準備と強化

- ①防災拠点施設のネットワーク化と広域対応システムの整備促進
- ②震災時の防災対応活動体制の構築
 - ・国家の指揮権と管制権の発動、国／都県／市区町村の連携体制
- ③広域的な避難等応急活動の展開
 - ・「8都県市相互間地域防災計画」による緊急対応対策の構築
 - ・広域的な相互応援態勢の構築

首都直下地震対策特別措置法(私案)

＜第4編＞ 首都機能の応急復旧対策の促進

- ①首都機能の優先的復旧と確保の推進
- ②膨大な住宅被害に対する応急復旧
 - ・広域的な応急仮設住宅計画と疎開
- ③生活再建のための特別措置
- ④経済活動の回復のための特別措置
- ⑤震災廃棄物の広域的処理体制の構築
- ⑥段階的復興のための時限的土地利用(時限的市街地の形成)の促進
- ⑦(個人情報と業務守秘義務の壁を超えた)総合的被災者対応の特別措置
 - ・迅速で効果的な復旧復興支援を目的とする総合的な被災者対応業務のシステム化
 - ・被災調査の合理化とシステム化・統合化

首都直下地震対策特別措置法(私案)

<第5編> 首都の復興対策の事前構築と推進体制の整備

①首都圏整備としての広域震災復興計画の事前策定

- ・国土形成計画(首都圏整備計画)におけるグランドデザインの構築

②8都県市基本計画における震災復興ビジョンの事前構築

③復興都市計画における特別措置と事業手法の構築

- ・創造的復旧事業手法(身の丈整備事業の考え方)
- ・民間投資(民間開発:PFI)の活用

④復興のための土地利用計画における特別措置

⑤被災企業の復興支援に係る特別措置

⑥住宅再建支援の仕組みの構築

- ・住宅所有者の地震保険・住宅再建共済の義務化
- ・地震保険／住宅再建支援と連動した耐震改修促進システム

5. 21世紀を生き延びる復元力のある国土形成へ

二元復興による

「東日本」「首都圏」「西日本」
が支えあう**国土形成戦略**
による「防災国土づくり」を

